

2026年3月6日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区内神田2丁目3番4号
サンケイリアルエステート投資法人
代表者名 執行役員 太田 裕一
(コード番号：2972)

資産運用会社名

株式会社サンケイビル・アセットマネジメント
代表者名 代表取締役社長 太田 裕一
問合せ先 財務・IR部長 渡邊 昭男
TEL：03-5542-1316

(変更) 「Tiger 投資事業有限責任組合及びLion 投資事業有限責任組合によるサンケイリアルエステート投資法人(証券コード：2972) 投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

サンケイリアルエステート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が、2026年1月6日付で公表いたしました「Tiger投資事業有限責任組合及びLion投資事業有限責任組合によるサンケイリアルエステート投資法人(証券コード：2972) 投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2026年2月19日付で公表いたしました「(変更) 「Tiger投資事業有限責任組合及びLion投資事業有限責任組合によるサンケイリアルエステート投資法人(証券コード：2972) 投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による訂正又は変更を含みます。)につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

Tiger投資事業有限責任組合及びLion投資事業有限責任組合(以下、これらを総称して、又は個別に「公開買付者」といいます。また、これらの者を総称して以下「公開買付者ら」ということがあります。)が公表した本日付「サンケイリアルエステート投資法人(証券コード：2972) 投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者らが2026年1月7日より開始しております本投資法人の投資口(以下「本投資法人投資口」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、公開買付者らは、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年3月23日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすることを決定したとのことです。

なお、変更箇所につきましては下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(変更前)

本投資法人は、2026年1月6日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関

サンケイリアルエステート投資法人

する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、本投資法人は、2026年2月19日開催の本投資法人役員会において、本公開買付期間延長（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、いずれも下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

本投資法人は、2026年1月6日開催の本投資法人役員会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、本投資法人は、2026年2月19日開催の本投資法人役員会において、本公開買付期間延長（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらにその後、本投資法人は、2026年3月6日開催の本投資法人役員会において、第2回本公開買付期間延長（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本投資法人投資口を保有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、いずれも下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ア) 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(b) 本取引の実施を決定するに至るまでの経緯

(変更前)

<前略>

これに伴い、本公開買付価格は変更されませんが、公開買付期間の延長により、本公開買付けに関連して投資主の皆様が受け取る金額は、公開買付期間の延長前と比較して、2026年2月期に係

サンケイリアルエステート投資法人

る 1 口当たりの分配金（利益超過分配金を含みます。以下「2026 年 2 月期分配金」といいます。）に相当する額（2,773 円）（注）が実質的に増額されることになるとのことです。具体的には、公開買付期間の延長前においては、2026 年 2 月期分配金に係る基準日（以下「2026 年 2 月期分配金基準日」といいます。）は本公開買付けの決済開始日後となるため、本公開買付けに応募した投資主の皆様は 2026 年 2 月期分配金を受け取ることができず、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、本投資口併合により交付される 1 口当たりの金銭の額を、本公開買付価格から 2026 年 2 月期分配金の額を控除した金額とすることを予定しておりましたが、本公開買付期間の延長により、2026 年 2 月期分配金基準日が本公開買付期間中に到来することになるため、2026 年 2 月期分配金基準日に本投資法人投資口を所有し、かつ本公開買付けに応募した投資主の皆様は、2026 年 2 月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることになり、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本投資口併合により交付される 1 口当たりの金銭の額を、2026 年 2 月期分配金の額を控除せず、本公開買付価格と同額とすることに変更したため、2026 年 2 月期分配金基準日に本投資法人投資口を所有していることを前提として、2026 年 2 月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることになるとのことです。本公開買付価格は変更されないため、いずれの投資主の皆様においても、本公開買付期間の延長前と比較して、本投資法人投資口に関して受け取る金額は 2026 年 2 月期分配金に相当する額（2,773 円）が実質的に増額されることとなるとのことです。

（注） 2026 年 2 月期分配金の金額は、本投資法人が 2025 年 10 月 16 日に公表した「2025 年 8 月期 決算短信（R E I T）」に記載の予想値であり、今後変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。以下、2026 年 2 月期分配金の金額について同様です。

（変更後）

<前略>

これに伴い、本公開買付価格は変更されませんが、当該公開買付期間の延長により、本公開買付けに関連して投資主の皆様が受け取る金額は、公開買付期間の延長前と比較して、2026 年 2 月期に係る 1 口当たりの分配金（利益超過分配金を含みます。以下「2026 年 2 月期分配金」といいます。）に相当する額（2,773 円）（注）が実質的に増額されることになるとのことです。具体的には、公開買付期間の延長前においては、2026 年 2 月期分配金に係る基準日（以下「2026 年 2 月期分配金基準日」といいます。）は本公開買付けの決済開始日後となるため、本公開買付けに応募した投資主の皆様は 2026 年 2 月期分配金を受け取ることができず、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、本投資口併合により交付される 1 口当たりの金銭の額を、本公開買付価格から 2026 年 2 月期分配金の額を控除した金額とすることを予定しておりましたが、本公開買付期間の延長により、2026 年 2 月期分配金基準日が本公開買付期間中に到来することになるため、2026 年 2 月期分配金基準日に本投資法人投資口を所有し、かつ本公開買付けに応募した投資主の皆様は、2026 年 2 月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることになり、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本投資口併合により交付される 1 口当たりの金銭の額を、2026 年 2 月期分配金の額を控除せず、本公開買付価格と同額とすることに変更したた

サンケイリアルエステート投資法人

め、2026年2月期分配金基準日に本投資法人投資口を所有していることを前提として、2026年2月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取るようになるとのことです。本公開買付価格は変更されないため、いずれの投資主の皆様においても、本公開買付期間の延長前と比較して、本投資法人投資口に関して受け取る金額は2026年2月期分配金に相当する額(2,773円)が実質的に増額されることとなるとのことです。

(注) 2026年2月期分配金の金額は、本投資法人が2025年10月16日に公表した「2025年8月期 決算短信(REIT)」に記載の予想値であり、今後変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。以下、2026年2月期分配金の金額について同様です。

その後、公開買付者らは、本公開買付けの開始後における本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等に加え、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性を考慮して、慎重に検討した結果、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年3月6日、公開買付期間を2026年3月23日まで延長し、合計50営業日とすること(以下「第2回本公開買付期間延長」といいます。)を決定したとのことです。なお、2026年3月6日現在においても、公開買付者らにおいて、本公開買付価格の変更はないとのことです。

(イ) 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯、及び本投資法人の意思決定の内容

(変更前)

<前略>

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月6日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。その後、本投資法人は、2026年2月19日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における本投資法人投資口の終値である126,500円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。なお、上記各本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

サンケイリアルエステート投資法人

こうした判断のもと、本投資法人は、本公開買付けを含む本取引が本投資法人の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月6日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。その後、本投資法人は、2026年2月19日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における本投資法人投資口の終値である126,500円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。その後、本投資法人は、2026年3月6日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である2026年3月5日のJ-REIT市場における本投資法人投資口の終値である126,000円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。なお、上記各本投資法人役員会における決議の方法については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

<前略>

具体的には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後、本投資法人の投資口の併合（以下「本投資口併合」といいます。）を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を本投資法人に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。また、本投資法人は、本日現在において、本臨時投資主総会を2026年5月中旬に開催することを予定しています。なお、公開買付者らは、本投資法人の2026年8月期中に本臨時投資主総会を開催し本投資口併合を完了させることができないと見込まれる場合、臨時投資主総会を開催した上で、本投資法人の規約を変更することにより、2026年8月期の決算期を2026年8月から2027年2月に変更することを要請する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

サンケイリアルエース投資法人

具体的には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後、本投資法人の投資口の併合（以下「本投資口併合」といいます。）を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を本投資法人に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。また、本投資法人は、本日現在において、本臨時投資主総会を2026年6月上旬に開催することを予定しています。なお、公開買付者らは、本投資法人の2026年8月期中に本臨時投資主総会を開催し本投資口併合を完了させることができないと見込まれる場合、臨時投資主総会を開催した上で、本投資法人の規約を変更することにより、2026年8月期の決算期を2026年8月から2027年2月に変更することを要請する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 本投資法人における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(iii) 判断内容

(変更前)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年1月5日、本投資法人役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出しました。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月19日、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における本投資法人投資口の終値である126,500円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月5日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について本答申書の内容から変更はないことを承認しました。

<後略>

(変更後)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年1月5日、本投資法人役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出しました。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月19日、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における本投資法人投資口の終値である126,500円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月5日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について本答申書の内容から変更はないことを承認しました。その後、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年3月6日、本投資法人の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前

サンケイリアルエーステート投資法人

営業日である 2026 年 3 月 5 日の J-REIT 市場における本投資法人投資口の終値である 126,000 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 5 日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について引き続き、本答申書の内容から変更はないことを承認しました。

<後略>

⑤ 本投資法人における利害関係を有しない役員全員の承認 (変更前)

<前略>

また、本投資法人は、2026 年 2 月 19 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は 2026 年 1 月 7 日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である 2026 年 2 月 18 日の J-REIT 市場における本投資法人投資口の終値である 126,500 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 6 日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した本投資法人の役員全員一致（本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である太田裕一氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

なお、本投資法人の執行役員である太田裕一氏は、サンケイビル・アセットマネジメントの代表取締役を兼務しており、本取引がサンケイビル・アセットマネジメントの事業に重要な影響を及ぼし得ることなど、サンケイビル・アセットマネジメントが本取引について本投資法人の投資主の利益とは異なる利害関係を有すること、及び本取引においては、本投資法人の一般投資主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが本投資法人の投資主の利益にとって特に重要となると考えられることから、本公開買付けの公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避し、本取引の是非や取引条件についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、本特別委員会の設置及びそれ以降の本投資法人役員会（上記の 2026 年 1 月 6 日開催の本投資法人役員会及び上記の 2026 年 2 月 19 日開催の本投資法人役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者らとの本取引に関する協議に加わっておりません。

(変更後)

<前略>

また、本投資法人は、2026 年 2 月 19 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は 2026 年 1 月 7 日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である 2026 年 2 月 18 日の J-REIT 市場における本

サンケイリアルエステート投資法人

投資法人投資口の終値である 126,500 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 6 日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した本投資法人の役員全員一致（本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である太田裕一氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。その後、本投資法人は、2026 年 3 月 6 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口価格は 2026 年 1 月 7 日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該本投資法人役員会開催日の前営業日である 2026 年 3 月 5 日の J-REIT 市場における本投資法人投資口の終値である 126,000 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 6 日開催の本投資法人役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した本投資法人の役員全員一致（本投資法人の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である太田裕一氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本投資法人の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議しました。

なお、本投資法人の執行役員である太田裕一氏は、サンケイビル・アセットマネジメントの代表取締役を兼務しており、本取引がサンケイビル・アセットマネジメントの事業に重要な影響を及ぼし得ることなど、サンケイビル・アセットマネジメントが本取引について本投資法人の投資主の利益とは異なる利害関係を有すること、及び本取引においては、本投資法人の一般投資主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが本投資法人の投資主の利益にとって特に重要となると考えられることから、本公開買付けの公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避し、本取引の是非や取引条件についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、本特別委員会の設置及びそれ以降の本投資法人役員会（上記の 2026 年 1 月 6 日開催の本投資法人役員会、上記の 2026 年 2 月 19 日開催の本投資法人役員会及び上記の 2026 年 3 月 6 日開催の本投資法人役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者らとの本取引に関する協議に加わっておりません。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 (変更前)

<前略>

また、公開買付者らは、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、40 営業日に設定しているとのこと。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのこと。

(変更後)

<前略>

また、公開買付者らは、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、50 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも本投資法人投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.s-reit.co.jp/>

(参考) 本日付「サンケイリアルエステート投資法人(証券コード:2972) 投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」(別添)

ご注意：

本プレスリリースは、本公開買付けに関する意見表明（賛同）を一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず、本公開買付けが開始される場合に提供される本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、投資主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるとのことでありますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではないとのことです。公開買付書類に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成された財務諸表からのものであり、当該財務諸表は、米国の一般的に許容される会計基準に遵守して財務諸表を作成することが求められる会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者ら及び本投資法人は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は一部が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法主体又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の法主体・当該法主体の関連者（affiliate）をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。

公開買付者ら、それら及び本投資法人の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法14e-5(b)の要件に従い、本投資法人の投資口を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者ら又はその関連者の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるとのことです。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されるとのことでありますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するとのことです。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する投資証券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が当該将来に関する記述と大きく異なることがあります。本投資法人又はその関連者（affiliate）は、当該将来に関する記述が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の将来に関する記述は、本プレスリリースの日付の時点で本投資法人が有する情報を基になされたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、本投資法人又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

各 位

会 社 名 Tiger 投資事業有限責任組合
代 表 者 名 無限責任組合員 Tiger GP 合同会社

会 社 名 Lion 投資事業有限責任組合
代 表 者 名 無限責任組合員 Lion GP 合同会社

サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Tiger 投資事業有限責任組合及びLion 投資事業有限責任組合（以下「公開買付者ら」と総称します。）は、2026年1月6日、サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託市場（以下「J-REIT 市場」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の投資口（以下「対象者投資口」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月7日より本公開買付けを実施していましたが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年3月23日まで延長し、合計50営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、公開買付者らが2026年1月6日付で公表いたしました「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年2月19日に公表した「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(ii) 本取引の実施を決定するに至るまでの経緯

(変更前)

(前略)

これに伴い、本公開買付価格は変更されませんが、公開買付期間の延長により、本公開買付けに関連して投資主の皆様が受け取る金額は、公開買付期間の延長前と比較して、2026年2月期に係る1口当たりの分配金（利益超過分配金を含みます。以下「2026年2月期分配金」といいます。）に相当する額（2,773円（注））が実質的に増額されることとなります。具体的には、公開買付期間の延長前においては、2026年2月期分配金に係る基準日（以下「2026年2月期分配金基準日」といいます。）は本公開買付けの決済開始日後となるため、本公開買付けに応募した投資主の皆様は2026年2月期分配金を受け取ることができず、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、本投資口併合により交付される1口当たりの金銭の額を、本公開買付価格から2026年2月期分配金の額を控除した金額とすることを予定していましたが、本公開買付期間の延長により、2026年2月期分配金基準日が本公開買付期間中に到来することになるため、2026年2月期分配金基準日に対象者投資口を所有し、かつ本公開買付けに応募した投資主の皆様は、2026年2月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることになり、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本投資口併合により交付される1口当たりの金銭の額を、2026年2月期分配金の額を控除せず、本公開買付価格と同額とすることに変更したため、2026年2月期分配金基準日に対象者投資口を所有していることを前提として、2026年2月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることとなります。本公開買付価格は変更されないため、いずれの投資主の皆様においても、本公開買付期間の延長前と比較して、対象者投資口に関して受け取る金額は2026年2月期分配金に相当する額（2,773円）が実質的に増額されることとなります。

(注) 2026年2月期分配金の金額は、対象者が2025年10月16日に公表した「2025年8月期決算短信（REIT）」に記載の予想値であり、今後変動する可能性があるとのことです。また、本予想は分配金の額を保証するものではないとのことです。以下、2026年2月期分配金の金額について同様です。

(変更後)

(前略)

これに伴い、本公開買付価格は変更されませんが、当該公開買付期間の延長により、本公開買付けに関連して投資主の皆様が受け取る金額は、公開買付期間の延長前と比較して、2026年2月期に係る1口当たりの分配金(利益超過分配金を含みます。以下「2026年2月期分配金」といいます。)に相当する額(2,773円(注))が実質的に増額されることとなります。具体的には、公開買付期間の延長前においては、2026年2月期分配金に係る基準日(以下「2026年2月期分配金基準日」といいます。)は本公開買付けの決済開始日後となるため、本公開買付けに応募した投資主の皆様は2026年2月期分配金を受け取ることができず、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、本投資口併合により交付される1口当たりの金銭の額を、本公開買付価格から2026年2月期分配金の額を控除した金額とすることを予定しておりましたが、本公開買付期間延長により、2026年2月期分配金基準日が本公開買付期間中に到来することになるため、2026年2月期分配金基準日に対象者投資口を所有し、かつ本公開買付けに応募した投資主の皆様は、2026年2月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることになり、また、当該投資主の皆様との公平性の観点から、本公開買付けに応募しなかった投資主の皆様についても、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本投資口併合により交付される1口当たりの金銭の額を、2026年2月期分配金の額を控除せず、本公開買付価格と同額とすることに変更したため、2026年2月期分配金基準日に対象者投資口を所有していることを前提として、2026年2月期分配金と本公開買付価格相当額の双方を受け取ることとなります。本公開買付価格は変更されないため、いずれの投資主の皆様においても、本公開買付期間の延長前と比較して、対象者投資口に関して受け取る金額は2026年2月期分配金に相当する額(2,773円)が実質的に増額されることとなります。

(注) 2026年2月期分配金の金額は、対象者が2025年10月16日に公表した「2025年8月期決算短信(REIT)」に記載の予想値であり、今後変動する可能性があるとのことです。また、本予想は分配金の額を保証するものではないとのことです。以下、2026年2月期分配金の金額について同様です。

その後、公開買付者らは、本公開買付けの開始後における対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等に加え、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性を考慮して、慎重に検討した結果、対象者の投資主の皆様にご覧に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年3月6日、公開買付期間を2026年3月23日まで延長し、合計50営業日とすることを決定いたしました。なお、本日現在においても、公開買付者らにおいて、本公開買付価格の変更はございません。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯、及び対象者の意思決定の内容

(変更前)

(前略)

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。その後、対象者は、2026年2月19日開催の対象者役員会において、対象者の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該対象者役員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における対象者投資口の終値である126,500円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の対象者役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。なお、上記各対象者役員会における決議の方法については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

(前略)

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付け価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年1月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。その後、対象者は、2026年2月19日開催の対象者役員会において、対象者の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付け価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該対象者役員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における対象者投資口の終値である126,500円は本公開買付け価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の対象者役員会における決議以降に本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。その後、対象者は、2026年3月6日開催の対象者役員会において、対象者の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付け価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該対象者役員会開催日の前営業日である2026年3月5日のJ-REIT市場における対象者投資口の終値である126,000円は本公開買付け価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月6日開催の対象者役員会における決議以降に本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。なお、上記各対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(iii) 判断内容

(変更前)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年1月5日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月19日、対象者の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付け価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における対象者投資口の終値である126,500円は本公開買付け価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月5日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について本答申書の内容から変更はないことを承認したとのことです。

(後略)

(変更後)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2026年1月5日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月19日、対象者の投資口価格は2026年1月7日以降本公開買付け価格である125,000円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前営業日である2026年2月18日のJ-REIT市場における対象者投資口の終値である126,500円は本公開買付け価格と近い金額となっていること、また、他に2026年1月5日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について本答申書の内容から変更はないことを承認したとのことです。その後、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年3月6日、対象者の投資口価格は2026年1月7

日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該本特別委員会開催日の前営業日である 2026 年 3 月 5 日の J-REIT 市場における対象者投資口の終値である 126,000 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 5 日の本答申書の提出以降に本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に影響を与え得る事情は生じていないことを踏まえ、本取引の目的の合理性、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性に係る意見について引き続き、本答申書の内容から変更はないことを承認したとのことです。

(後略)

⑤ 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認

(変更前)

(前略)

また、対象者は、2026 年 2 月 19 日開催の対象者役員会において、対象者の投資口価格は 2026 年 1 月 7 日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該対象者役員会開催日の前営業日である 2026 年 2 月 18 日の J-REIT 市場における対象者投資口の終値である 126,500 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 6 日開催の対象者役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員 1 名及び監督役員 2 名のうち、執行役員である太田裕一氏を除く、審議及び決議に参加した 2 名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の執行役員である太田裕一氏は、サンケイビル・アセットマネジメントの代表取締役を兼務しており、本取引がサンケイビル・アセットマネジメントの事業に重要な影響を及ぼし得ることなど、サンケイビル・アセットマネジメントが本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有すること、及び本取引においては、対象者の一般投資主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが対象者の投資主の利益にとって特に重要となると考えられることから、本公開買付けの公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避し、本取引の是非や取引条件についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、本特別委員会の設置及びそれ以降の対象者役員会（上記の 2026 年 1 月 6 日開催の対象者役員会及び上記の 2026 年 2 月 19 日開催の対象者役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者らとの本取引に関する協議に加わっていないとのことです。

(変更後)

(前略)

また、対象者は、2026 年 2 月 19 日開催の対象者役員会において、対象者の投資口価格は 2026 年 1 月 7 日以降本公開買付価格である 125,000 円を一定程度上回って推移していたものの、当該対象者役員会開催日の前営業日である 2026 年 2 月 18 日の J-REIT 市場における対象者投資口の終値である 126,500 円は本公開買付価格と近い金額となっていること、また、他に 2026 年 1 月 6 日開催の対象者役員会における決議以降に本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性等に影響を与える事情は生じていないことを踏まえ、引き続き、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」

の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である太田裕一氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の執行役員である太田裕一氏は、サンケイビル・アセットマネジメントの代表取締役を兼務しており、本取引がサンケイビル・アセットマネジメントの事業に重要な影響を及ぼし得ることなど、サンケイビル・アセットマネジメントが本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有すること、及び本取引においては、対象者の一般投資主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが対象者の投資主の利益にとって特に重要となると考えられることから、本公開買付けの公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避し、本取引の是非や取引条件についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、本特別委員会の設置及びそれ以降の対象者役員会（上記の2026年1月6日開催の対象者役員会、上記の2026年2月19日開催の対象者役員会及び上記の2026年3月6日開催の対象者役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者らとの本取引に関する協議に加わっていないとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保
(変更前)

(前略)

また、公開買付者らは、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(変更後)

(前略)

また、公開買付者らは、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、50営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

(前略)

具体的には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後、対象者の投資口の併合（以下「本投資口併合」といいます。）を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者らは、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、対象者は、本書提出日現在において、本臨時投資主総会を2026年5月中旬に開催することを予定しているとのことです。なお、公開買付者らは、対象者の2026年8月期中に本臨時投資主総会を開催し本投資口併合を完了させることができないと見込まれる場合、臨時投資主総会を開催した上で、対象者の規約を変更することにより、2026年8月期の決算期を2026年8月から2027年2月に変更することを要請する予定です。

(後略)

(変更後)

(前略)

具体的には、公開買付者らは、本公開買付けの決済の完了後、対象者の投資口の併合（以下「本投資口併合」といいます。）を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者らは、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、対象者は、本書提出日現在において、本臨時投資主総会を2026年6月上旬に開催することを予定しているとのことです。なお、公開買付者らは、対象者の2026年8月期中に本臨時投資主総会を開催し本投資口併合を完了させることができないと見込まれる場合、臨時投資主総会を開催した上で、対象者の規約を変更することにより、2026年8月期の決算期を2026年8月から2027年2月に変更することを要請する予定です。

(後略)

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2026年1月7日(水曜日)から2026年3月6日(金曜日)まで(40営業日)

(変更後)

2026年1月7日(水曜日)から2026年3月23日(月曜日)まで(50営業日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026年3月13日(金曜日)

(変更後)

2026年3月30日(月曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、投資主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者ら及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の法人及びその子会社・関連者 (affiliate) をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら、対象者又はそれぞれの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者ら及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者ら、公開買付者ら及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5(b) の要件に従い、対象者の投資口を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。